

“つまずき、からの”立ち直り、を 支援するためのハンドブック



監修

龍谷大学犯罪学研究センター
センター長
石塚 伸一

目 次

はじめに ～京都府における再犯防止の推進～	2
このハンドブックを使う前に ～再犯の防止にのぞむ姿勢～	3
犯罪者・非行少年はどう扱われるのか？	5
○ 刑事司法手続きのフロー	7
○ 矯正施設の1日	9
Case.1 シュン (10代) の場合	11
○ シュンのケースについて考えてみましょう	13
○ 関係機関の紹介	14
Case.2 リサ (10代) の場合	15
○ リサのケースについて考えてみましょう	17
○ 関係機関の紹介	18
Case.3 ヨージ (30代) の場合	19
○ ヨージのケースについて考えてみましょう	21
○ 関係機関の紹介	22
Case.4 キヨ (70代) の場合	23
○ キヨのケースについて考えてみましょう	25
○ 関係機関の紹介	26
関係機関一覧	27
お読みいただいたみなさまへ	37

はじめに ～ 京都府における再犯防止の推進 ～

龍谷大学 犯罪学研究センター センター長 石塚 伸一

2016 年 12 月に『再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）』（平成 28 年法律第 104 号）が制定されました。



この法律は、犯罪や非行をした人たちの社会復帰を支援するための初めての法律です。これまで、犯罪や非行は、国が解決すべき問題であると考えられてきました。しかし、この法律は、京都府や市町村のような地方公共団体にも再犯を防止することを義務付け（第 4 条）、再犯の防止を推進する計画を策定することを求めています（第 8 条）。国には裁判所、検察庁、刑務所、保護観察所等の犯罪問題のプロが集まっている機関があります。都道府県にも犯罪捜査については警察がありますが、再犯の防止となると専門の機関はなく、市町村には犯罪や刑罰に関連するような部局はありません。

このような状況ですから、地方公共団体の再犯防止は、いきおい、福祉や子育て、まちづくりや環境整備のような刑事司法とは無関係の部局が担当することになります。

京都府をはじめ市町村においては、担当する職員間で支援のノウハウや知見等を共有するとともに、関係機関や支援団体、民間ボランティア等との連携を強化し、再犯防止の施策を進めていく基盤を築いていくことが求められます。

京都府では、龍谷大学と協力し、府庁内のすべての関係部局が連携して、再犯防止施策を推進していくこととしています。そして、2019 年 3 月に再犯防止施策の推進を盛り込んだ『京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画』を策定し、5 年後の 2023 年度までに関連する施策を進めています。

『京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画』



このハンドブックを使う前に ～ 再犯の防止にのぞむ姿勢 ～

【犯罪や非行をする人たちは、どんな人たち？】

近年、犯罪者や非行少年の多くは、傷つきやすい人、社会的に弱い立場にある人たちであり、本来、制裁ではなく、支援を受けるべき人たちである、という現実が目が向けられるようになりました。「犯罪者」「非行少年」と呼ばれている人たちの中には、児童虐待、ドメスティック・バイオレンス（DV）、“いじめ”などの被害者、物質依存や“ひきこもり”の末に逸脱行為に至った人たちも少なくありません。さらに、新型コロナウイルスの流行によって、人びとの“孤立”がますます加速化され、新たな自傷・他害行為が散見されるようになっていきます。

長らく専門家たちは、犯罪をするような人（犯罪人）は、文明人から取り残された「野蛮な人」というように考えてきました。しかし、現代の多くの犯罪者は、変化する現代社会に一生懸命適応しようとしている人びとであり、犯罪の原因は、その人の人格（素質）や置かれた状況（環境）ではなく、ひとりきりで誰にも頼ることができないこと（孤立）であると考えられ始めています。

犯罪の原因が誰もが体験してもおかしくないような“つまずき”から受けた心の傷であるとなれば、“立ち直り”に必要なことは、みなさんの支援であるということになります。

【私たちには、何ができるのか？】

私たちは、“つまずき”からの“立ち直り”を支援する、という立場からこのハンドブックを作りました。まずは、犯罪や非行をしてしまった人たちの声をお聞きください。4つのストーリーは、実際にあった事件の取材を通して伺ったお話をもとにライターの吉田緑さんにまとめていただいたフィクションです。取材にはNPO法人マザーハウスの五十嵐弘志さんにご協力をいただいています。

【ハンドブックの使い方】

4つのストーリーから感じることは、もう少し早く誰かが支えていれば、犯罪や非行をすることも、刑務所や少年院に行くことも、そして再び犯罪をすることもなかったのではないかな。私たちにできることはなかったか、ということです。

犯罪や非行の研究を通じて得られたさまざまな知識を子育てや教育、福祉や医療、生活環境の整備の現場に活かしていくことはできないでしょうか。再犯を防止することができるまちづくりは、住む人たちにも優しい、住みやすい地域社会をつくっていくことです。

みなさんには、私たちと一緒に、“つまずき”から立ち直ろうとする人たちに優しいまち、犯罪やその被害にあいにくいまちづくりを考えていただきたいと思います。



● 犯罪者・非行少年はどう扱われるのか？

犯罪や非行が発生すると、刑事司法はどのように対処するのでしょうか。ある傷害事件を例に手続きの流れを追ってみましょう。

成人 X (21 歳)、青年 Y (19 歳)、少年 Z (17 歳) の 3 人が、通りすがりの人と肩が触れたことが原因で喧嘩になり、大けがをさせてしまいました。そして、駆けつけてきた警察官によって、X、Y および Z は、傷害罪の現行犯で逮捕され、警察署に連行されました。

警察官は、被疑者 3 人を地方検察庁に送致しました。検察官は、被疑者から話を聞いて書面を作成し、被疑者 X については公開の裁判を求め、公訴を提起しました。起訴された被告人 X は、裁判所の決定で勾留が継続することになりました。

(解説)

逮捕にともなう身体の拘束は、法律上、警察での上限が 48 時間、検察でも上限は 48 時間、警察・検察を通じて 72 時間が上限です。犯罪をしたという疑いがあり、住所不定であったり、逃走したり、証拠を隠滅したりするおそれがあるときには、裁判官の令状（勾留状）があれば 10 日間を限度に身体を拘束することができます。1 回だけ 10 日間を限度に勾留を延長することができるので、逮捕から 23 日が身体拘束の上限ということになります。

被疑者の Y と Z は 20 歳未満なので、少年法が適用され、家庭裁判所に送られました。家庭裁判所は 2 人を科学的に調査して、適切な処分を検討するため、観護措置の決定をし、少年鑑別所で 14 日間観察することにしました。必要であれば、もう 14 日間収容を継続することができるので、少年たちの性格や環境等を調査するために延長しました。

家庭裁判所では、裁判官と調査官が問題の改善に必要な措置や適当な処分を慎重に検討しました。

(解説)

家庭裁判所は、

- (1) 審判を開始しないこと
- (2) 審判を始めるが特別の処分をせずに元の生活に戻すこと
- (3) 3 種類の保護処分

- ① 保護観察官と保護司が社会内で少年を指導監督・補導援護する保護観察処分
- ② 少年院（法務省の施設）への送致
- ③ 児童自立支援施設（厚生労働省の施設）等への送致

の措置をすることができます。また、大人と同じ刑事罰が相当と判断されると検察官に戻して（逆送）、検察官が地方裁判所に起訴することもできます。

この事件では、19 歳の Y が主導的な役割を果たしていたので逆送され、X と同様に公開の法廷で裁かれることになりました。Z については、暴力はそれほどひどくありませんでしたが、あまり良くない仲間と付き合い、盛り場に入ったりしていたことから、少年院に送致して、生活を見直させることが決定しました。

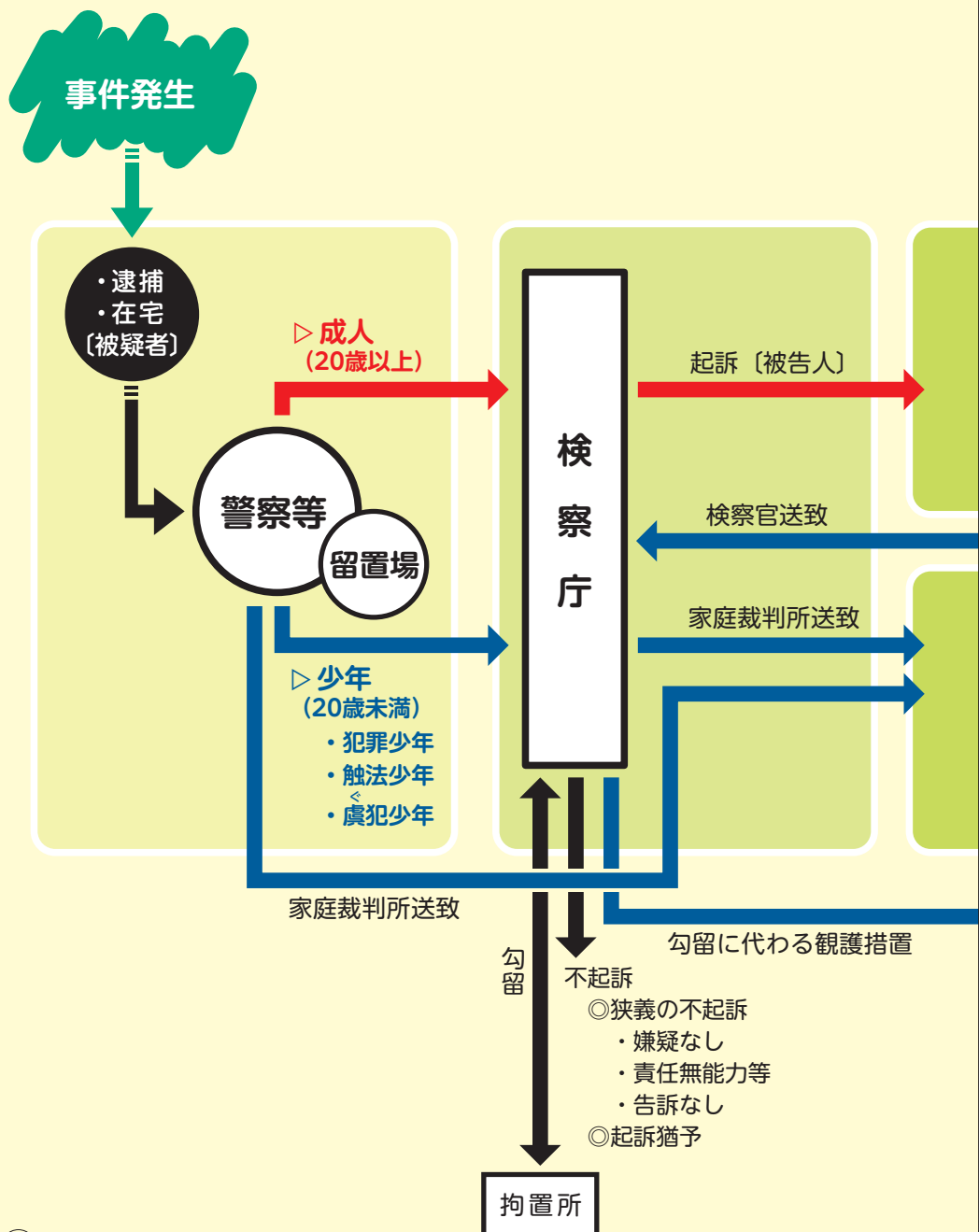
刑事裁判では、被害者が後遺症の残るような重傷であったことから、X については懲役 10 年、Y については懲役 5 年から 7 年の不定期刑が言い渡されました。

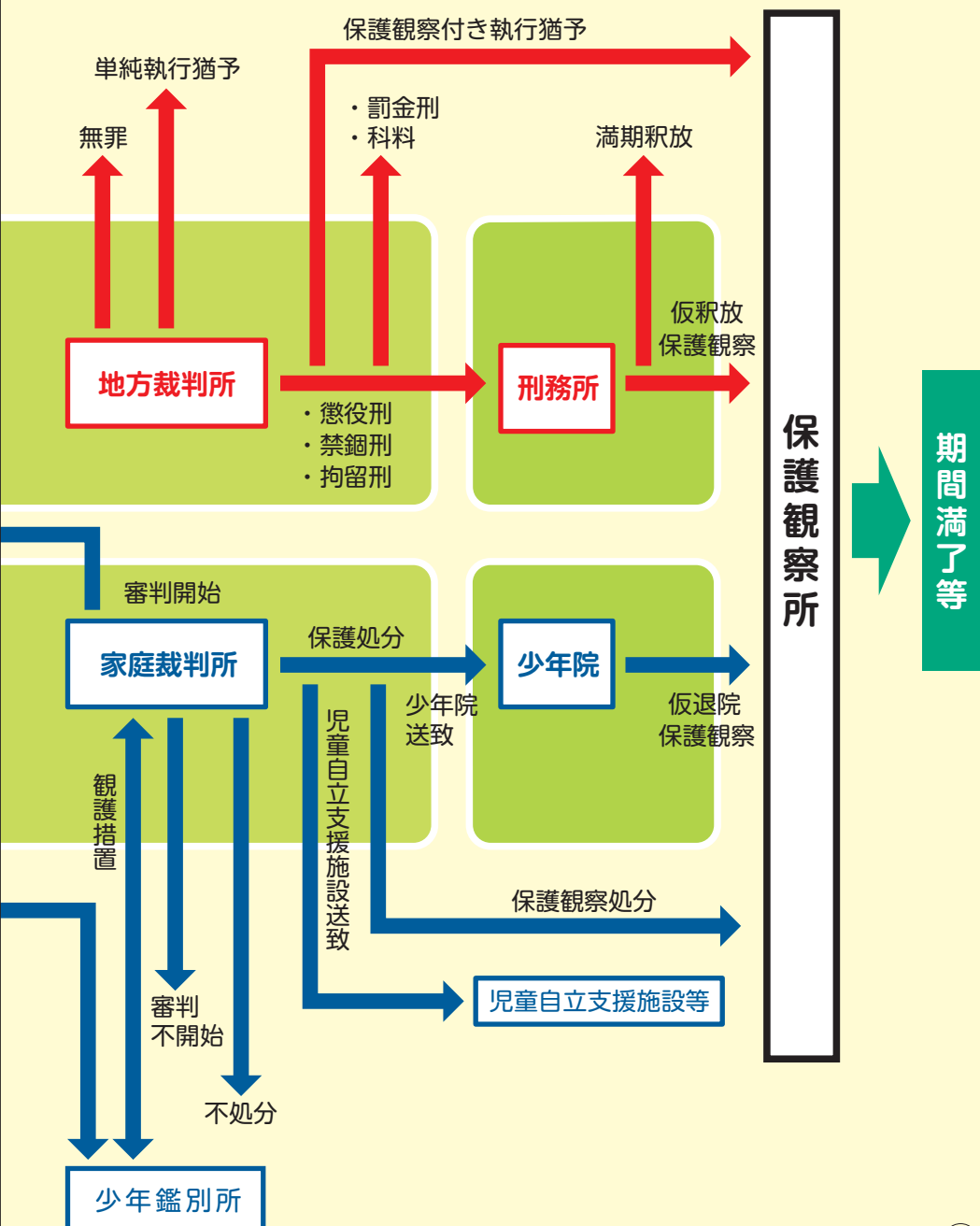


(補足)

その他の罪では、覚せい剤を使用したり、所持したりした場合、覚醒剤取締法は1月以上10年以下の懲役と規定しています。詐欺については、1月以上10年以下の懲役です。窃盗については、1月以上10年以下の懲役か、あるいは、1万円以上50万円以下の罰金です。犯罪の内容、その人の人格や置かれた環境、あるいは年齢などに応じて、刑罰や処分は違ってきます。

〈刑事司法手続きのフロー〉







【矯正施設の1日】

Xの初めての刑務所生活

- 刑務所の朝は早い。6時半に一齐にチャイムが鳴る。10分で着替えて、布団をたたみ、急いで箒（ほうき）をかけて、顔を洗って正座して、点呼を待つ。怒鳴るような大きな声で自分の番号を叫ぶ。この間30分。
- そそくさと朝食をかきこみ、再び点呼。「〇番です！」と叫んで7時半には出房し、「イチ、ニツ」と大声を上げ、肩の上まで手を振って行進で工場へ出役する。
- 8時に作業開始。作業中の私語は一切禁止。10時前に10分程度の休憩があるほかは、12時まで無言での作業が続く。トイレに行くときは、刑務官の許可が必要だ。その際は「ヨーベン（用便）」と大声を上げる。
- 工場の食堂で昼食をできるだけ早く済ませて小休。12時40分に午後の作業開始。無言の作業は14時半まで続く。
- 週に2回程度、運動場や体育館で30分の運動。これとは別に夏は週3回、冬は週2回、15分程度の入浴がある。
- 16時半に終業。「イチ、ニツ」で部屋に帰る（帰房）。
- 点検の後、17時に夕食。30分後には掃除が始まり、19時には布団を敷いて仮就寝。寝てもいいのだが、テレビを見たり、読書をしたり、手紙を書いたり、中には資格を取るための勉強に励む受刑者もいる。仲間同士の会話が許される短い時間でもある。
- そして、21時には本就寝。翌朝まで会話は禁止だ。逃走や自殺を予防するため、布団からは顔を出して寝なければならない。
- 監獄法（1908年）から今の法律になってからは、毎週水曜日の午後は改善指導の日になった。いろいろなプログラムが指定され、参加しなければならない。土日と祝日は休業日なので、懲役の義務である作業も休み。自由時間にはゆっくりできる。



Zの少年院生活

- 6時半に起床、掃除の役割が与えられた。7時40分からは朝食、8時50分からの朝礼ではオリジナルの体操がある。その後、9時からは生活指導、職業指導、教科指導、体育指導、特別活動と分刻みの時間割をこなしていく。
- 午前中の慌ただしいスケジュールをこなした後は、いよいよ昼食だ。若い人好みの献立も用意されている。
- 午後13時から日課がいっぱい詰まっている。授業が終わると17時からは夕食。その日は配膳係になった。
- 18時からは、今日の振り返りの集団討議。曜日によっては教養講座が入り、必要に応じて指導担当の先生と面接することもある。高校卒業の資格を取るために勉強を始めたので、自主学習もしている。
- 最後は日記の記入。これは毎日の日課だ。前日の日記への先生の添削とコメントを読んでから今日1日を振り返る。そして、21時に就寝。ようやく忙しい1日が終わる。床につくといつも思う。あの1日がなければ・・・少年院での生活はあと1年続く。



Yの思い～少年院か？ 刑務所か？

- 少年院の目的は健全育成、刑務所は拘禁の確保と作業の実施。教育が生活の中心である少年院と処罰執行（行刑）の規律秩序を重んじる刑務所とでは、施設運営の方針も、職員の接し方も全く異なる。
- どこも変わらないかもしれないが、難しいのは人間関係だ。それでも、法務教官や刑務官の中には親身になって相談に乗ってくれる先生もいる。
- いま、Yが一番心配なことは、施設を出た後のことだ。「迷惑をかけた家族は帰宅を引き受けてくれるだろうか」「付き合っていた彼女はどうしているだろう」「昔の仲間は受け入れてくれるだろうか」「被害者やそのご家族にはどうやってお詫びしたらいいのだろうか」
- 鑑別所で審判を待っているYには逆送の可能性もある。保護観察だろうか。少年院だろうか、それとも刑務所・・・。

シュン (10代) の場合

シュンは私立高校に通う1年生。大手企業で働く会社員の父親と専業主婦の母親と3人で暮らしている。経済的に恵まれてはいるが、厳格な父親とその言いなり状態の母親を見て息苦しさを感じる事がしばしばあった。希望の部活に入ることもバイトをすることも認めてもらえず、つまらない学校生活を送っていた。

そんなシュンに声をかけてくれたのが4つ年上の大学生の先輩だ。先輩はシュンにとっては“恩人”でもあった。小学生のころから一緒に遊んでくれて、中学時代にはいじめられていたシュンを助けてくれたこともある。「オレたち、仲間だろ。気にするなよ」。先輩は常にそう言ってくれた。

そんな先輩に「ちょっと協力してほしい。親にバレないでガッツリ稼げるバイトがある」と言われ、紹介された仕事が還付金詐欺の出し子だった。シュンはさすがにリスクを感じたが、「頼むよ」と繰り返し言う先輩の頼みを断ることができなかった。

初めての仕事は兄貴分の男からの指示に従い、スーツ姿で高齢者から身分証やカードを受け取った。不安と恐怖でいっぱいだったが、先輩からも「助かったよ。さすがシュンだな」と言われた。先輩に頼られることに嬉しさを感じていた。高額な報酬をもらおうと「つぎも頑張れるかも」と思った。

2度目の仕事もうまくいくと思った。しかし、カードを受け取った直後に何人もの捜査官に取り囲まれた。そのままシュンは現行犯逮捕された。

父親は「会社の人間に知られたらどうしてくれる? おまえのせいだ」と母親を責めた。留置場での面会中に繰り返される夫婦喧嘩にシュンは複雑な思いを抱えていた。



シユンは家庭裁判所に送られ、少年鑑別所で審判の日を待った。先輩の名前は最後まで誰にも言えずに黙っていた。母親はたびたび面会に訪れ、家庭裁判所調査官との面接にも応じた。被害者に謝罪に行ったのも母親だ。

そして審判の結果、シユンの少年院送致が決まった。高校は退学処分になった。父親に責められる毎日に耐えかねた母親は、なんとかしたい一心で法務少年支援センターに相談するようになった。

親が身元引受人になり、シユンは少年院を仮退院した。その後、保護観察が始まり、保護司と面会するようになった。両親と話すよりも不思議と安心できた。保護司のすすめで年齢が近い青年ボランティア団体ともやり取りし、学習支援も受けるようになった。高卒認定試験を受けるためだ。

父親は「少年院にいたことは絶対に誰にも話すな」とシユンや母親に言い聞かせた。しかし、近所ではシユンが少年院にいたことや退学処分になったことはすでに知られており、挨拶を返してくれない人もいた。そんなある日、スマホに1通のメールが届いた。差出人は先輩だった。SNSを更新したことで、先輩はシユンが少年院を退院したことを知ったのだ。

『先輩に会いたくない。近所の人たちが白い目で見えてくる。もうイヤだ。』

シユンは追い詰められるようになり、ほとんど外に出なくなった。

その後、シユンは還付金詐欺に加担することはなかった。ただ、本当の気持ちは誰にも言えないままだ。大学に行きたくないわけではない。しかし、本当は家を出て、地元を離れたと考えている。



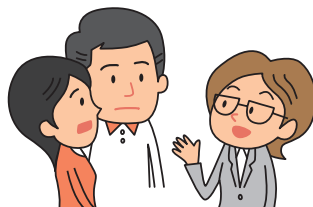
だって、「仲間」だから ...

● シュンのケースについて考えてみましょう

シュンにとって、先輩は唯一こころを許せる〈仲間〉でした。「NO といえ
ば嫌われる」「仲間を失うかもしれない」。そんな不安や恐怖から、悪いことだ
と分かりつつ、詐欺に加担してしまいました。

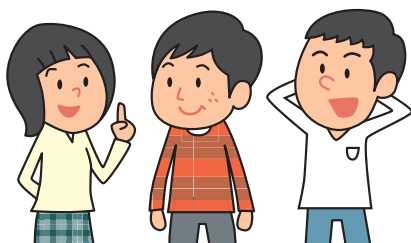
〈本当の仲間〉とは何か。自分の気持ちを伝えるにはどうすればいいのか。
このときのシュンには分かりませんでした。自分らしく生きることができな
かったのです。

シュンは両親に「ありのままの自分を見て、受け止めてほしい」と思ってい
ました。母親が相談に出向いたことは大きな一歩といえます。対応に追われる
中で「家族も助けを求めているんだよ」と背中を
押してくれた人がいたのでしょう。父親もシュンと
の向き合い方を変えていく必要があります。家族
が変わるには、まだ時間がかかるかもしれません。



学校や地域住民の理解も不可欠です。シュンやその両親を“悪”として排除
しようとすればするほど、立ち直りはより難しくなります。実際に、シュンは
周囲の冷たいまなざしから逃げ出したいと考えており、不安定な状態です。何
かのキッカケでまた道を踏み外してしまうかもしれません。

ありのままの彼の声に耳を傾け、同じ社会を生きるひとりの人間として受け
入れる。周囲の人たちも変わること、シュンは自分らしく生きられるよう
になるのではないのでしょうか。自分の
気持ちを大切にできるようになれば、
きっと彼は〈本当の仲間〉にも出会
えるはずです。



～ 関係機関の紹介 ～

法務少年支援センター京都（かもがわ教育相談室）

非行・犯罪問題の専門機関として、ご本人やご家族、関係機関からの相談を受け付けています。電話でご予約ください。

【相談窓口】 法務少年支援センター京都（京都少年鑑別所）

【連絡先】 **075-751-7115**（窓口直通） 京都市左京区吉田上阿達町 37

【受付時間】 月～金（土日祝日を除く）

9時～12時15分、13時～16時30分

京都 BBS 連盟

京都 BBS 連盟は、「兄」や「姉」のような身近な存在として、少年や地域の子どもたちと遊んだり、悩み相談にのったり、「同じ目線の高さ」で共に学び考え合いながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない明るい地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体です。京都には12の地区 BBS 会があり、学生を中心に、ともだち活動、非行防止活動、自己研鑽活動を三本柱として活動をおこなっています。

【問合せ先】 京都保護観察所 **075-441-5141**

【場所】 〒602-0032 京都市上京区烏丸通今出川上る岡松町 255 番地

京都弁護士会 子どもの権利 110 番

いじめ、児童虐待、少年非行、学校との関係など、子どもにかかわるどんな相談でも受け付けます。電話相談または面談相談です（面談相談は前日までに要予約）。

【日時】 毎週金曜日（祝日を除く）15時～16時30分

【場所】 京都弁護士会館 京都市中京区富小路通丸太町下ル

【お問い合わせ】 **075-231-2378**

リサ（10代）の場合

幼いころに両親が離婚し、母親と2人暮らしだったリサ。小学校高学年のころに母親が再婚し、新しい「おとうさん」ができた。「おとうさん」は欲しいものを買ってくれたり、旅行に連れて行ってくれたりした。働き詰めでほとんど家にいなかった母親も家にいるようになり、リサが中学生になると弟もできた。

「おとうさん」の性的虐待が始まったのは、それから間もなくのことだった。入浴中のぞかれたり、寝ているときに身体を触られたりした。徐々にエスカレートしていく「おとうさん」のことを母親に打ち明けると、“ウソつかないで！”と怒られた。

『この家には、もう私の「居場所」はないんだ…』

リサは家を飛び出した。15歳だった。

それからは、SNSで知り合った男性の家を転々とする日々を送った。クスリを教えてくれたのは、初めてできた彼氏だった。大麻、MDMA、覚せい剤…すすめられたものはすべて使った。クスリは嫌なことを忘れさせてくれた。気づけば、使わずにはいられなくなった。

交際中の男性と覚せい剤を使い、深夜まで遊んだ帰り道のことだった。警察官に声をかけられ、リサのバッグからパケや注射器が見つかった。尿検査の結果は陽性。男性とともに覚醒剤取締法違反の疑いで逮捕された。

当時17歳だったリサは家庭裁判所に送られ、審判の日まで少年鑑別所で過ごした。審判の結果、少年院送致が決まった。母親は1度もリサの元に現れることはなかった。



少年院を仮退院後、リサが行くことになったのは女性のための更生保護施設だ。施設では職員のサポートを受けながら仕事を探した。また、薬物依存の回復プログラムも受け、回復を支援する団体などがあることも知った。施設には更生保護をおこなう女性のボランティアの人たちが訪れることもあり、リサはときおり悩みを相談していた。“困ったら、いつでも連絡して”と連絡先を教えてくれた人もいた。たくさんの人と関わる毎日。しかし、孤独感は消えず、眠れない夜もあった。

入所から半年後、やっとの思いで仕事や住む場所も決まり、リサは施設を出て自立した。ところが、仕事は長続きしなかった。高時給の求人広告に目がくらみ、風俗やキャバクラなどの仕事を転々とした。その後、何人かの男性と交際した。不思議とクスリは止まっていた。しかし、仕事で嫌なことがあったり、彼氏とケンカをしたりする度に、無性にクスリを使いたい衝動に駆られた。フラッシュバックもたびたびあった。

『こんな話をすれば、彼に捨てられるかもしれない…』

リサにとっては、交際中の男性がいつでも「すべて」だった。他にこころを許せる友人などはおらず、誰にも「助けて」と言えなかった。

ある日、リサは同棲中の彼氏と別れることになった。

『私のことなんて、誰も愛してくれないのかな…』

深い悲しみとともに押し寄せる孤独感。とめどなく涙が流れ、こんなときにクスリがあればと思う自分がいた。“困ったら、いつでも連絡して”。ふと、施設で言われた言葉を思い出した。リサはスマホを取り出し、メールを打ち始めた。



愛されたいだけなのに…

● リサのケースについて考えてみましょう

リサは、誰かに「ただ、愛されたい」とずっと願っていました。

母親やその再婚相手からは愛情を受けられず、傷ついた彼女の声を聞き、受け止めてくれる人もいませんでした。クスリは、彼女が辛い毎日を生きていくために必要だったのです。もっと早いうちに誰かが SOS に気づいていれば、リサは別の人生を歩むことができたかもしれません。

少年院を退院後、クスリは止まっていますが、リサの「生きづらさ」が消えたわけではありません。うまくいかないことがあると、クスリを使いたいと思っています。

親の援助が得られないリサは、生きていくために男性にも依存していました。スマホなど生活に必要なものを買ってくれたり、住む場所を提供してくれたりする男性もいたことでしょう。関係を持ったすべての男性が彼女を愛していたのかは定かではありません。それでも男性に優しくされることで、リサは「自分は愛されている」と感じられたのかもしれません。

大人に“困ったら、いつでも連絡して”と言われたのは、リサにとって初めてのことでした。だからこそ、時間が経った後でもその言葉を思い出し、連絡してみようと思えたのでしょうか。悩んでいることを話してみようと思えたのかもしれません。

大人たちが本気で向き合い、関わることで、リサは少しずつ生き方を学び、「自分を愛する」ことができるようになるのではないのでしょうか。



～ 関係機関の紹介 ～

京都府更生保護女性連盟

私たち更生保護女性会は、更生保護ボランティアの一員として「一人ひとりが人として心豊かに生きられる社会」をめざし、様々な団体と連携し心の通った地域づくりをめざして活動を行っています。犯罪や非行をした人の背後にある家庭、学校、社会での孤立、孤独に、少しでも私たちの人としての温かい心を伝えられればと思っています。更生保護施設での「おふくろの味」提供、フォローアップ事業、「愛の図書費」はもちろんのこと、各地区会では地域の必要性に応じて子育て支援、子ども見守り活動、子ども食堂等の活動に取り組んでいます。

更生保護女性会の会員は地域の中にいます。困りごとがあれば一緒になって解決方法を考えていきます。おばちゃん会員の手に残れば、いろんな団体につなげて一緒に考えていきます。

【お問い合わせ】 京都保護観察所 **075-441-5141**

【場所】 〒 602-0032 京都市上京区烏丸通今出川上る岡松町 255 番地

一般社団法人 京都わかくさねっと

「すべての少女が自分らしく心豊かに生きられる社会」を目指して

家にも学校にも居場所がない、困難な状況にいる少女に寄り添いたい。そんな思いで 2016 年から活動しています。

1. つながる … 困難な状況にいる少女と繋がり、関係性を築く
2. 寄り添う … ひとりひとりの課題に向き合い日常的な伴走を通して自立を促す
3. そだてる … 支援者の確保と育成、信頼できる大人を増やす

【わかくさカフェ・府内 4 カ所】

家に帰りたくない、暴力を振られるなど、ひとりで悩んでいませんか。私たちが話を聞いて、一緒に考えます。自由にふらりと立ち寄れる場所です。

- わかくさカフェ × hostel NINIROOM (毎週火曜日 15 時～18 時)
お昼寝の個室提供 (毎日 10 時～18 時) ランチの提供 (毎日 12 時～18 時)
- わかくさカフェ × 京都 YWCA「カルーナ」(京都市上京区)
- わかくさカフェ × happiness*café (京都市南区)
- 亀岡わかくさねっと

京都わかくさねっと
ホームページ



ヨージ (30代) の場合

高校時代に友人に誘われたことをきっかけに、シンナーや大麻を使っていたヨージ。高校卒業後は建築会社で職人として働くようになり、いつの日からかクスリを使わなくなった。20代半ばで結婚し、30代になると子どもにも恵まれた。

ヨージは昼夜問わずに働いた。しかし、ある現場で上司に罵声を浴びせられたり、嫌がらせをされたりするようになってからは、精神的に追い込まれるようになった。そんなときに同僚にすすめられ、手を出したのが覚せい剤だ。ほかのクスリと同じように、すぐにやめられると思っていた。しかし、1回、2回…と使ううちに、クスリがないとイライラするようになった。クスリが切れると妻に暴力を振るったり、部屋中を荒らしたりした。給料はすべてクスリにつぎ込んだ。

ある日、ヨージの家に警察がやってきた。部屋からは注射器が複数みつかり、尿検査の結果は陽性。ヨージは逮捕された。留置場に届いたのは、妻からの手紙と離婚届だった。手紙には配偶者暴力相談支援センターでDVの相談をしていたこと、ヨージの薬物使用に悩み自助グループに参加していたことが書かれていた。

裁判ではヨージの両親が情状証人として法廷に立ち、今後は実家で一緒に暮らし、監督すると証言した。ヨージには、覚醒剤取締法違反の罪で懲役1年6月、執行猶予3年の判決が言い渡された。

その後、ヨージは病院を受診し、薬物依存症と診断された。しかし、仕事を再開すると通院しなくなった。病院に通わなくてもクスリをやめられるという自信があった。

仕事仲間はどこかよそよそしかった。後に、以前の現場で一緒に働いていた同僚がヨージの離婚や逮捕について周囲に吹聴していたことが分かった。

ストレスからヨージは再び覚せい剤に手を出した。給料だけでは足りず、サラ金に借金を重ねた。家では暴れることもあった。母親は意を決し、薬物依存症回復支援施設でおこなわれている家族プログラムに足を運んだ。

間もなくして、ヨージは再び逮捕された。まだ執行猶予中のことだった。裁判では実刑判決が言い渡された。

母親に話を聞いた回復支援施設の職員がヨージの面会に訪れた。職員は薬物依存症の回復者でもあり、施設や自助グループのことを教えてくれた。ヨージの話に職員は耳を傾け、「分かるよ」と言ってくれた。そんなことを言われたのは初めてだった。

両親が身元引受を拒否したため、ヨージに帰る場所はなかった。手紙を送っても返事はなかった。しかし、どうしても出所後に施設に行く気は起きなかった。不安と寂しさに襲われる日々が続き、ときに怒りを感じることもあった。そんなとき、受刑者や出所者を支援する民間団体を知り、ボランティアスタッフとの文通を始めた。つらい気持ちがすこし和らいだ。

刑務所出所後、ヨージは福祉事務所を訪れて生活保護申請をし、住居もみつかった。しかし、いまだに携帯電話を持つことはできない。これまで滞納した携帯料金や借金などがあるためだ。当たり前のようにいてくれた妻子や両親も、今はいない。仕事もない。寂しさから、ヨージは再び覚せい剤に手を出した。もはや自分ではやめられないことに気づいた。ふと、子どもの顔が浮かんだ。

『クスリをやめて、仕事についたら、会えるだろうか。』

あの職員のように、こんな自分の気持ちを分かってくれる人がいれば…。
今日1日クスリをやめられれば…。』

いま、ヨージは自助グループに足を運んでみようと思っている。

ほしいのは「仲間」だ



● ヨージのケースについて考えてみましょう

ヨージは自分の意思でクスリをやめられなくなり、薬物依存症と診断されました。しかし、自分が「病氣」であると受け入れることはできませんでした。

覚せい剤の使用・所持は「犯罪」でもあります。ヨージは「犯罪」をしたことを誰にも知られたくありませんでした。そんな中、同僚がほかの仕事仲間にもヨージが逮捕されたことを話してしまいます。ヨージは傷つき、ストレスから再びクスリに手を出しました。家族も「犯罪者」の烙印を押されることを恐れ、自分たちだけで抱え込もうとしました。

ただ、ヨージも家族も、誰にもクスリのことを知られたくない一方で、誰かに話を聞いてほしいと思っていました。

家族はそれぞれ自助グループや家族会につながり、同じ悩みを抱える「仲間」と出会い、安全な場で話をするできるようになりました。きっと、それぞれの回復の道を歩み始めていることでしょう。一方、ヨージは誰にも自分の正直な気持ちを話すことができず、理解されないままでした。

携帯電話を利用できないこと、仕事や住む場所のことなど、刑務所を出所後にヨージが抱えている課題はたくさんあります。行政や民間団体などの力を借りながら、一つひとつ解決していかなければならないでしょう。

しかし、それだけではヨージは回復の道を歩むことはできません。彼にとって、何よりも必要なのは、安心して話ができる「仲間」ではないでしょうか。



～ 関係機関の紹介 ～

NPO法人 京都DARC -ダルク-

違法薬物（覚醒剤・大麻など）に限らず、向精神薬（精神安定剤・睡眠薬など）、市販薬（風邪薬・鎮痛剤など）等の薬物から解放されるための薬物依存症回復支援施設です。

● 相談電話：075-645-7105

【相談時間】月曜～土曜 9時～17時

【住所】〒612-0029 京都市伏見区深草西浦町 6-1-2 サンリッチ西浦 1F



京都ダルクHP

NPO法人 京都MAC -マック-

アルコール、薬物、ギャンブル、摂食障害（食べ物を吐いたり、拒食）、買い物、クレプトマニア（窃盗）、ゲーム、ネット等の問題で困っている人の支援をする施設です。この問題は人によって様々な形で膨れ上がっています。（精神疾患、借金、生活崩壊、刑事事件、身体の障害、仕事、ひきこもり）そういった問題を解決の方向へもっていきけるように支援をしています。

電話：075-741-7125 E-mail：k-mac3634@flute.ocn.ne.jp

〒600-8363 京都市下京区大宮通丹波口下ル大宮三丁目 18 MAC ビル

京都府薬務課

全薬物事犯の検挙者数の約半数を再犯者が占めていることから、京都府では、薬物依存者・家族などに対する相談事業や再乱用防止教育事業を実施しています。

◎ きょう - 薬物をやめたい人 - のホットライン

薬物依存の当事者や、ご家族、ご友人のための相談電話

【連絡先】075-644-7184（NPO法人 京都ダルク内）

【相談時間】匿名OK、相談無料 13時～16時

月曜～金曜（祝日・12/29～1/3を除く）

◎ OPEN - 若年者向け薬物再乱用防止用プログラム -

若者向けの再乱用を防ぐためのスキルを身につける14のプログラム

【申込先】京都府 薬務課 075-414-4786

【日時】プログラム実施日はお問い合わせください。

【実施期間】週1回、約90分間 全14回（約7ヶ月）

【対象】京都府に在住、在勤、在学の方 【場所】ホームページにてご確認ください。



薬物がやめられなくて
お困りの方（京都府HP）

キヨ（70代）の場合

キヨは先日、刑務所を出所したばかりの75歳だ。家に戻っても「おかえり」と言ってくれる家族はおらず、「ひさしぶり」と声をかけてくれる友人もない。なぜ、刑務所にいたのか。ときは約10年前にさかのぼる。

キヨは夫、息子夫婦、孫2人の6人で暮らしていた。息子や孫と過ごす時間は至福の時間だった。しかし、息子の妻とは折り合いが悪く、衝突が絶えなかった。5年の同居生活の末、息子夫婦は孫とともに別の土地に引っ越した。ほどなくして夫が亡くなった。ひとりで住むには広すぎる家で、キヨのひとり暮らしが始まった。

キヨはこれまで近所づきあいをほとんどしてこなかった。共通の趣味をもつ仲間や友人もおらず、1日中テレビや雑誌をみて、誰とも話さずに過ごす日も多かった。得意の料理を食べてくれる人もおらず、息子からの連絡も途絶えがちになった。

『孫に会いたい。寂しい… 虚しい…』

いつの日からか、何をしても「楽しい」と感じる事がなくなった。食欲不振や頭痛などに悩まされることもあった。

ある日、キヨはスーパーで会計をせずに、食料品や生活用品をそのままバッグに詰め込んだ。すぐに店員にみつかり、呼び止められたが、注意されただけで済んだ。

しかし、その後も万引きをたびたび繰り返した。警察の連絡を受け、駆けつけた息子に泣きながら「もうやらない」と誓ったこともあった。それでも万引きをやめられず、キヨはついに逮捕され、検察に送られた。キヨの話を聞いた検察官は、福祉につないだ方がよいのではないかと思った。助言を求められた社会福祉士はキヨと面談し、福祉の支援が必要だと判断した。



起訴猶予処分となったキヨは、福祉の支援を受けるようになり、病院にも通うようになった。しばらくは安定した毎日が続いていた。

そんなある日。地域のイベントに呼ばれたキヨは、手料理をふるまった。「おいしい」「おばあちゃん料理上手だね」。イベントに訪れた人たちの言葉にキヨは喜びを感じた。イベントが終わると、賑やかだった会場からは人がいなくなり、外は暗くなっていた。キヨもひとり、暗闇に吸い込まれるように外に消えた。

それから数日後、キヨは再び万引きで逮捕された。警察は息子に連絡したが、息子が以前のように駆けつけることはなかった。その後も万引きをするたびに、罰金、執行猶予つきの判決…と処分は重くなっていった。そして、ついに実刑判決が言い渡された。息子は身元引受を拒否し、「2度と連絡しないでほしい」と各機関に頼んだ。

こうして刑期を終え、刑務所で満期で出所したキヨ。保護観察所を通じて、地域生活定着支援センターの支援を受けることになった。

この日は夕食の買い出しのため、スーパーに来ていた。売り場では、小さな子どもが母親と祖母とともに楽しそうに買い物をしていた。

『コウちゃんは元気かしら… 会いたいなあ…』

幸せそうな光景をみつめながら、キヨは孫が小さい頃、よく買ってあげた駄菓子を手にする。「あの子が好きなお菓子だ。息子たちに内緒で買ってあげた…」。

ふと、夕方の買い物客で忙しいレジを見る。
気がつけば、外は暗い。また、1日が終わる。
キヨはゆっくりと歩き出した。

誰かごはんが食べたいなあ



● キヨのケースについて考えてみましょう

家族、お医者さん、看護師さん、ケースワーカー、福祉の職員、警察、検察、民生委員… キヨの立ち直りのために、たくさんの人たちが、それぞれができることを精一杯考え、力を尽くしてきました。

中には、必要な支援につながることで、立ち直れる人もいます。
しかし、キヨは万引きをやめることができませんでした。

キヨは常に自分は「ひとりぼっち」だと感じていました。

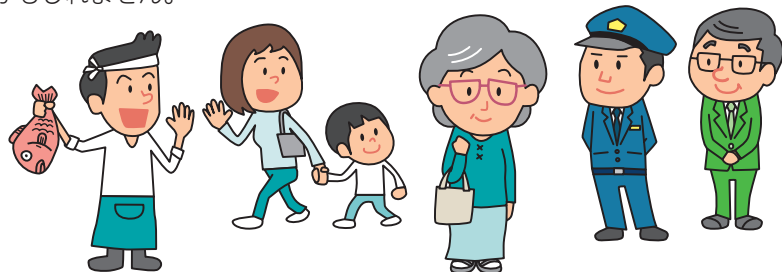
地域のイベントで人と触れ合えたとき、彼女は久しぶりに生きている喜びを感じることができました。しかし、イベントが終わると「ひとりぼっち」の現実引き戻され、再び大きな孤独感に押しつぶされました。

スーパーは唯一、人とのつながりを感じられる場所だったのでしょうか。病院や福祉施設などではなく、地域社会の中で<1人の人間>として必要とされたかったのでしょうか。孤独や寂しさを埋めるために、キヨは万引きを繰り返していたのかもしれません。

立ち直りを支えるのは、司法、医療、福祉、行政ではありません。地域社会の中で私たちができることもたくさんあります。

「おばあちゃん、元気?」「今日の晩ごはんは何をつくるの?」

何気ない日々の声かけや関わりが、キヨの孤独を少しずつ埋めていってくれるかもしれません。



～ 関係機関の紹介 ～

京都府地域生活定着支援センターふいっと (設置：京都府 運営：社会福祉法人南山城学園)

地域生活定着支援センターでは、関係機関と連携し、福祉的支援を必要とされる矯正施設退所者が地域の中で安心して暮らせるように支援をおこなうため、主に次の業務をおこなっています。

① コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設退所予定者のうち帰住先がない等の理由で自立した生活が難しい高齢者又は障害者に対し、受け入れ施設等のあっせんや福祉サービスに係る申請支援等をおこなう。

② フォローアップ業務

上記①を経て矯正施設から退所した後、社会福祉施設等を利用している人に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言等をおこなう。

③ 相談支援業務

懲役もしくは禁錮の刑の執行を受け、または保護処分を受けた後、矯正施設退所者の福祉サービスの利用に関して、本人またはその関係者からの相談に応じ、助言その他必要な支援をおこなう。

【連絡先】電話：075-572-3371

【場所】京都市伏見区日野西川頬4番地2

【ホームページ】<http://www.minamiyamashiro.com/hcp/consultation/04.html>



関係機関一覧

法務省 大阪矯正管区

大阪矯正管区は、法務省矯正局の地方支分部局として、近畿 2 府 4 県に所在する矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所）を管轄し、これらの施設の適切な管理運営を図るための指導監督を主な業務としています。

大阪矯正管内には、9 つの刑務所（少年刑務所を含む）と 3 つの拘置所、8 つの少年院（分院を含む）、6 つの少年鑑別所（法務少年支援センター）があり、京都府内には、京都刑務所、京都拘置所、京都医療少年院、京都少年鑑別所（法務少年支援センター京都）があります。

大阪矯正管区には、刑務所出所者や少年院出院者の立ち直り支援ひいては再犯防止のために、また矯正施設の人的・物的資源を活用した地方創生・地域活性化のために、地方公共団体や地域の民間支援団体等との連携協力体制を構築するための総合窓口として、更生支援企画課が設置されています。

再犯防止施策に関する意見交換・情報の提供や共有、研修・講演会への矯正職員の派遣、地方再犯防止推進計画の策定に関する連絡調整、再犯防止推進に関する広報・啓発活動等をおこなっています。

【所在地】〒540-0008 大阪市中央区大手前 4-1-67
大阪合同庁舎 2 号館別館 7 階

【問合せ先】**06-6941-5781**
(更生支援企画課直通)



法務省大阪矯正管区

京都保護観察所

更生保護とは、犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動です。

保護観察所は、地方裁判所の所在地に置かれ、更生保護及び医療観察の実施機関として、保護観察、生活環境の調整、犯罪予防活動、精神保健観察、犯罪被害者等施策等の事務をおこなっています。

【所在地】〒602-0032

京都市上京区烏丸通今出川上る岡松町 255 番地

【問合せ先】075-441-5141

京都地方検察庁

京都地方検察庁では、犯罪をした人の社会復帰支援に取り組んでいます。犯罪をした人で、再犯を防止するために社会的支援が必要とする人について、社会福祉士の助言に基づき、福祉関係機関や保護観察所と連携して生活環境等を整える支援をおこない、再犯防止施策を推進しています。

【所在地】京都市上京区新町通下長者町下る両御霊町 82

京都地方検察庁刑事政策総合支援室

“つまずき”からの“立ち直り”を支援するために、
たくさんの人たちが関わっています。



京都府保護司会連合会

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性をいかし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談をおこなっています。このような保護司は、京都府では約 1,000 人、全国に約 4 万 7,000 人います。

【問合せ先】 京都保護観察所 **075-441-5141**

【所 在 地】 〒 602-0032 京都市上京区烏丸通今出川上る岡松町 255 番地

少年サポートセンター (京都府警察本部少年課)

少年サポートセンターでは、少年の悩みや非行、犯罪被害などに関する相談を受け付けています。

一人で悩まず、ヤングテレホンにご相談ください。

● ヤングテレホン

電話：**075-551-7500** (24 時間、365 日対応)



ヤングテレホン
(京都府警 HP)

○ 面接相談も出来ます (無料)

《申 込 み》ヤングテレホンで予約してください。

《受付時間》午前 9 時 ～ 午後 5 時 45 分

【所 在 地】 〒 605-0862 京都市東山区清水四丁目 185 番地 1
京都府家庭支援総合センター 3 階

京都府内の更生保護施設

..... 更生保護法人 盟親

更生保護施設は、刑事施設や少年院から釈放された人や保護観察を受けている人で、適当な住居などがない人に対して、国からの委託に基づき、一定期間、宿泊場所や食事を提供し、生活指導をおこなうなどして、その円滑な社会復帰を支援しています。盟親は「薬物処遇重点実施施設」及び「高齢・障害者受入指定施設」の指定を受けており、専門の職員が、薬物依存のある人に薬物依存回復プログラムを実施したり、高齢者や障害のある人には、医療・福祉と連携した支援を進めています。また、退所した寮生との繋がりを大切に、諸行事に案内をしたり、元寮生からの相談等に積極的に応じたりしています。

..... 更生保護法人 京都保護育成会

当施設は、1947年10月、戦後の混乱期に、生活が苦しく、道を踏み外してしまった一部の在日同胞の姿に胸を痛み、京都民団の初代団長が中心となり、民族愛・同胞愛のもとに彼らを受け入れ、社会復帰を図る目的で司法保護事業法に基づき、朝鮮居留民団司法育成会京都支部を設立し、その後、更生保護事業法の施行に伴い、更生保護法人 京都保護育成会に改めて現在に至っています。設立当初は在日韓国人の受入でありましたが、現在では殆ど日本人を保護し、年間延べ人員 6,500 名を受け入れています。

..... 更生保護法人 西本願寺 白光荘

全国に7つしかない女性専用の施設です。非行や犯罪に関わる女性の多くは、ネグレクトや虐待下で育ち、10代の頃から性被害やDVに晒されながら、薬物依存等の「孤独な自己治療」で生き延びてきました。こうした深刻な生きづらさを抱える女性の特性に配慮した様々なプログラムを地域の方々と共に実施しています。未成年から高齢の方まで幅広く、安心・安全な居場所を提供し、社会福祉士や公認心理師等の専門職が寄り添い、退所後も相談支援を続けています。「高齢・障害者受入指定施設」であり、白光荘の薬物依存回復プログラムは、国から専門的援助の「特定援助」に認定され、「薬物中間処遇試行施設」にも指定されています。

京都府家庭支援総合センター

児童虐待・DV・障害・ひきこもりなど「家庭を取り巻く、複雑・多様化する様々な相談」に専門スタッフがワンストップで応じています。

総合相談ダイヤル：**075-531-9600**

相談時間：平日 8 時 30 分 ～ 17 時 15 分まで

【所在地】605-0862 京都市東山区清水四丁目 185 番地 1

非行少年等立ち直り支援チーム（ユース・アシスト）

非行等の問題を抱える少年の立ち直りを支援するため、「家庭支援総合センター」内に設置し、学校、警察をはじめ、児童相談所や家庭裁判所等幅広い関係機関と連携し、体験活動等を通じて立ち直りを支援しています。

電 話：**075-531-6507** FAX：**075-531-9610**

北部サテライト

福知山市篠尾新町一丁目 91 京都府中丹広域振興局（福知山総合庁舎内）

電 話／FAX：**0773-22-8729**

京都府配偶者暴力相談支援センター

配偶者（事実婚、元配偶者含む）や恋人などの親しいパートナー間でおこなわれる暴力（DV）に関する悩みについて、DV相談専用電話を設置し相談を受けています。

暴力とは、殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、精神的暴力、経済的暴力や性的暴力なども含まれます。

京都府家庭支援総合センター（京都市東山区）

DV 相談専用電話：**075-531-9910**

電話相談：毎日 9 時 ～ 20 時

面接相談：月曜 ～ 金曜（祝日、年末年始を除く）9 時 ～ 19 時 ※要予約

※南部家庭支援センター（宇治市）、北部家庭支援センター（福知山市）でも DV 相談専用電話を設置し相談を受けています。



京都府 HP

NPO 法人 マザーハウス

受刑者・元受刑者の社会復帰支援をおこなう NPO 団体です。理事長をはじめ、スタッフも元受刑者が多く、当事者視点・当事者体験に基づく活動を目指しています。弁護士や研究者などと連携して支援にあたるとともに、当事者だけではなく、家族、関係者などの相談も受け付けています。

【主な活動内容】

※詳しくはホームページ（QR コード）をご覧ください。



NPO 法人
マザーハウス HP

● 逮捕・留置・拘置

面会、相談、裁判での情状証人、更生支援計画の作成など

● 受刑中

ボランティアによる文通（ラブレター・プロジェクト）、書籍の検索購入代行（フランシスコ事業）、身元引受など

● 出所後

住居支援や生活保護申請、生活相談、当事者ミーティング、カウンセリング、就労支援など

東京都内では、当事者が気軽に立ち寄れる居場所、そして当事者と地域住民の交流の場として「マリアカフェ」を運営し、ルワンダ産のマリアコーヒーを販売しています。

【問合せ先】 E-mail : info@motherhouse-jp.org

電 話 : **03-6659-5260**

【所 在 地】 〒130-0024 東京都墨田区菊川 1-16-18-3 階

※東京都内に限らず、全国各地からの相談に対応しています。

お気軽にご相談ください。あなたはひとりではありません。

京都ジョブパーク

ハローワークと連携し、相談から就職、職場への定着までをワンストップで支援する総合就業支援拠点です。大学生・留学生、若年者、中高年齢者や女性の方、障害のある方など、幅広い府民の皆さんの就業活動をサポートします。

経験豊富なキャリアカウンセラーが担当となり、一人ひとりにあったきめ細かいカウンセリングをおこないます。また、就職活動に関する生活相談やセミナー、企業説明会など様々な支援もおこなっています。

■ 京都ジョブパーク

京都市南区東九条下殿田町 70 京都テルサ西館 3 階

電 話：075-682-8915

利用時間：月曜～金曜 9時～19時／土曜 9時～17時

休 日：日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

■ 北京都ジョブパーク

福知山市駅前町 400 市民交流プラザふくちやま 4 階

電 話：0773-22-3815

利用時間：月曜～金曜 9時～17時

休 日：土曜・日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

NPO 法人京都府就労支援事業者機構

NPO 法人京都府就労支援事業者機構は、事業者の立場から犯罪をした人や非行のある少年の就労を支援し、再び犯罪や非行に陥ることを防止することにより円滑な社会復帰を支援します。

【問合せ先】電 話：075-432-7875

E-mail：kyoto-kiko@outlook.jp

【所 在 地】京都市上京区堀出シ町 307-2

京都府精神保健福祉総合センター

こころの健康や精神的な病気、社会復帰の相談、アルコール、薬物、ギャンブルの依存症などについて、電話相談や面接による精神保健福祉相談（精神保健福祉相談員、臨床心理技術者など）をおこなっています。

京都府（京都市を除く）にお住まいの方が対象です。京都市にお住まいの方は京都市こころの健康増進センターにご相談ください。

《電話相談 / こころの健康相談電話》

電 話：075-645-5155

利用時間：月曜～金曜 9時～12時、13時～16時（祝日、年末年始を除く）

《面談相談 / 事前予約制》

まずはこころの健康相談電話にてご相談ください。

所 在 地：京都市伏見区竹田流池町 120

京都市こころの健康増進センター

アルコール・薬物・ギャンブル依存等、こころの健康に関することで悩みを抱えている方に対し、電話・来所による相談や、支援プログラム等を実施しています。

《相談専用電話》

電 話：075-314-0874

対応日時：月曜～金曜 9時～12時、13時～16時（祝日、年末年始を除く）

主な 支援内容	● アルコール専門外来
	● 薬物依存症・ギャンブル等依存症外来
	● 薬物依存症回復支援プログラム「KEEP」
	● アルコール・薬物依存症家族支援プログラム
	● 精神に障害のある方のための無料法律相談（家族も可）

※全て、予約制か、もしくは事前面接を要しますので、まずは相談専用電話までご連絡ください。

所 在 地：京都市中京区壬生仙念町 30

京都府こころのケアセンター

京都府こころのケアセンターでは、多様な精神科ニーズ（児童思春期・薬物依存・若年性認知症、重症うつ病等）に対応するため、専門職員がこれらの精神科専門医療に関連した相談・情報提供をおこない、必要に応じて、京都府内の専門の機関や医療機関をご案内いたします。

【相談専用ダイヤル】

電 話：**0774-32-5885**

相 談 日：月曜～金曜（土・日・祝日・年末年始を除く）

相談時間：9時～12時／13時～15時 相談費用：無料

ナラノンNSO（自助グループ）

ナラノン ファミリー グループは、身近な人の薬物依存の問題によって、影響をうけてきた、または今も受けている家族や友人たちのための世界に広がる集まりです。

同じ問題を抱える仲間が集うこのセルフヘルプグループには、入会の手続きや会員名簿などはなく、入会金や会費もありません。お近くのミーティング会場にぜひお気軽に足をお運びください。

【問合せ先】電 話：**03-5951-3571**

【所 在 地】東京都豊島区西池袋 2-1-2 島幸目白ピソ 2-C

【日 時】10時～16時（土・日、祝日を除く）



地域包括支援センター

地域包括支援センターは高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護・福祉・健康・医療などの様々な面から、高齢者の生活をサポートする拠点です。いろいろな介護サービスの中から、介護が必要な高齢者の方と、自宅でお世話されている家族に最も適したサービスを提供するお手伝いをいたします。

来所が難しいときは、電話や訪問による相談にも応じています。

《相談例》

- ・寝たきりや、認知症の高齢者の介護のことでお悩みのとき。
- ・各種の介護サービスを利用したいが、どうしていいかわからないとき。
- ・高齢者自身で物事の判断や金銭の管理ができなくなったとき。

————— 各地域包括支援センターにお問い合わせください。 —————

● 京都府内の地域包括支援センター

● 京都市内の高齢者サポート（地域包括支援センター）

→ 府 HP (<https://www.pref.kyoto.jp/kourei-engo/13900035.html>)

【京都府高齢者支援課】

電 話：075-414-4674 E-mail：koreishien@pref.kyoto.lg.jp

京都府高齢者情報相談センター

高齢者にかかわる相談全般、家族のことや悩みごと、在宅福祉サービス・施設福祉サービスの利用に関する相談など、高齢者ご自身およびその家族の方からの相談をお受けしています。

【連絡先】 電 話：075-221-1165 FAX：075-221-1214
E-mail：info@skysodan.com

【開設時間】 月曜から金曜までの 9 時 ～ 16 時 30 分（祝日・年末年始は除く）
※電話又はメールで相談をお寄せください。

【場 所】 京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町 375
京都府立総合社会福祉会館 2 階



お読みいただいたみなさまへ ● ● ● ●

犯罪や非行をおこなった人たちは、刑務所や少年院から釈放される日が近づくと、一緒に大きな不安に駆られると言えます。それまで模範囚・模範生だった人たちの生活が乱れ、仮釈放や仮退院が取りやめになることもあるようです。

一番の心配事は、社会が自分を受け容れてくれるだろうか、家族はどんな気持ちだろうか、ということだそうです。身元引受人のいない人たちは、満期で釈放・退院になります。施設の門を出るときには、もう二度とここには戻ってこないと決意している人がほとんどです。

ところが、2019年に新たに刑務所に入ってきた人は約1万7,500人で、この10年近くの間、減少傾向にあります。再入者は約1万人で減ってきてはいるのですが、再入者率（入所受刑者人員に占める再入者の人員の比率）は6割程度です。そのうち、女性の入所者は約1,700人、再入者は約850人で再入者率は5割程度です。入所の回数が5回目以上の人が4人に1人、女性では10人に1人です。彼・彼女たちは、なぜ、性懲りも無く刑務所に戻ってくるのでしょうか。

龍谷大学は40年以上の間、実務家の皆さんのご協力を得て、矯正と更生保護に関する研究や教育をおこなってきました。矯正・保護課程はのべ3万人の学生さんや市民のみなさんに受講していただいています。

また、犯罪学研究センターでは、誰もが人生で体験するような“つまずき”が犯罪や非行につながらないようにするにはどうしたら良いのかを研究しています。

研究や教育を通じて分かってきたのですが、矯正施設での生活には強い副作用が伴います。すべての生活を監視され、指示通りに動いている間に、人は自分で決められなくなってしまうのです。誰かがすべてを決めてくれる生活がいかに楽か・・・。

自由とは、選択の権利であり、選択の結果に対する責任を意味します。大学の新生であれば、保護者の方たちが適当な下宿を探し、家財道具を揃えて、まずは住むところを確保してくれることが多いでしょう。敷金・礼金・前家賃も払ってくれて、銀行口座には毎月の家賃が振り込まれます。こうやって、手探りの学生生活は始まります。新入生にはオリエンテーションが準備され、サークルなどに入って先輩や仲間ができれば、分からないことは聞くこともできます。





しかし、出所してきたばかりの受刑者の人たちはどうでしょう。わずかな作業報奨金を持って新たな生活を始めることになります。久しぶりの「^{しやば}娑婆」の生活にこれまでのいけないことばかりの鎖から放たれ、施設では食べることでできなかった甘いもの、味の濃いものなどを味わってしまえば、あっという間に元の生活に戻ってしまいます。ところが、携帯電話などは簡単に手に入れることはできません。未払いの電話料金がたまって解約されてしまっているためです。独りで寂しければ、昔の友だちに連絡するのは必定です。それが悪い仲間だったら・・・誘惑のタネは尽きません。

彼らが再犯をおかさないですむにはどうしたら良いのでしょうか。^{くだん}件の新入生が衣食住の世話をしてくれ、困ったことの相談に乗ってくれる家族や仲間が必要だったように、元受刑者・元少年院生にも「居場所（空間）」と「出番（時間）」と「支援者（仲間）」が必要です。

一番困っている人が住みやすい社会。それは、すべての人にとって住みやすい社会です。お年寄りや障がいをもった人たちがノンステップで乗車できるバスは、みんなが余裕を持って乗ることができます。新型コロナウイルス流行の影響で、時差通勤やテレ・ワークが奨励され、ラッシュアワーで混み合わなくなった公共交通機関は、みんなにとって快い空間になりました。

今回、京都府と龍谷大学との「犯罪のない安心・安全なまちづくりに関する協定」に基づいて、ハンドブックの作成をお手伝いさせていただきました。私たち龍谷大学が提唱する「人に優しい犯罪学」は、犯罪や非行を通して学んだ知見をみんなで活用して、地域社会の人たちが安全で、安心して暮らせる、優しい社会を創ることを提案しています。ぜひ、みなさんも、このハンドブックを使って犯罪学を学び、再犯が起らないですむような地域社会の創造に参加してください。わたしたちは、いつでもみなさんのお手伝いをさせていただきます。



龍谷大学
犯罪学研究センター HP



ここには何が入ると
思いますか？

2021年3月
龍谷大学犯罪学研究センター
センター長 石塚 伸一





○ **監 修** 龍谷大学犯罪学研究センター / センター長 石塚 伸一

中央大学大学院法学研究科博士後期課程退学。博士（法学）九州大学。北九州市立大学法学部教授等を経て、1998年に龍谷大学法学部教授、法務研究科教授を経て現職。刑事政策に特化した大学附設の研究機関である矯正・保護総合センターを開設。専門は刑事政策・犯罪学・刑事法学。2014～2020年日本犯罪社会学会会長。2018年からアジア犯罪学会理事。現在、龍谷大学犯罪学研究センター長（2016年）、同ATA-net研究センター長（2019年）、弁護士。「市民の、市民による、市民のための刑事政策」「人に優しい犯罪学」をめざしている。

○ **取材協力** NPO法人 マザーハウス / 理事長 五十嵐 弘志

前科3犯、受刑歴のべ約20年。出所後「民間非営利団体マザーハウス」を設立。2014年5月に、マザーハウスをNPO法人として正式に立ち上げ、現在、全国の受刑者約800名と文通（ラブレタープロジェクト）、出所者50名以上をサポート中。大学、団体等で講演多数。その他、地裁等で情状証人として証言し、犯罪被害者・加害者の支援をおこなう。2017年作田明賞受賞、2020年守屋賞受賞。

○ **原稿執筆** 弁護士ドットコムニュース / 記者 吉田 緑

弁護士ドットコムニュース記者。主に薬物問題、アディクション、犯罪や非行からの立ち直りに関する取材をおこなう。ASK認定依存症予防教育アドバイザー。慶應義塾大学環境情報学部を中途退学後、中央大学法学部（通信教育課程）に編入学し、在籍中に日本刑事政策研究会「平成29年度刑事政策に関する懸賞論文」優秀賞受賞。中央大学大学院法学研究科博士前期課程（刑事法専攻）在籍中。